

枚方市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、教育委員会が別に定める市立の小学校ごとに学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(対象学校の運営に関し承認をしなければならない事項)

第2条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年枚方市教育委員会規則第1号)第23条に掲げる事項とする。

(対象学校の職員の任用に関し意見を述べることができる事項)

第3条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校(同条第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。)の個別の職員の任用に関する事項以外の任用に関する事項とする。

(組織)

第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区の校区コミュニティ協議会が推薦する当該対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校のPTAが推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者
- (3) 対象学校の校長が推薦する当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任命)

第5条 委員の任期は、1年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、1年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、教育委員会）が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開等）

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1）枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する協議を行う会議

（2）公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（委員の守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年3月19日から施行する。

2 枚方市学校運営委員協議会規則（平成31年枚方市教育委員会規則第2号）は、廃止する。